

## 麻績村の教育方針に関する研究検討委員会「第11回子育て支援部会」議事録

日時 平成30年4月26日(木) 午後3:30～

場所 麻績村地域交流センター 2F 第3,4研修室

参加者 ・教育委員 塚原明水委員 ・教育委員 坂野かほり委員  
・住民課長 森山正一委員 ・子育て支援担当保健師 升田久美子委員  
・筑北中学校特別支援コーディネーター 峯村学委員  
・麻績小学校特別支援コーディネーター 田中真由美委員  
・麻績保育園保育士 滝澤玲子委員  
・教育長 飯森力委員 ・子育て支援コーディネーター 塩家正和委員  
・ひだまり担当職員 清水智香子委員 ・教育委員会職員 尾和正行委員

傍聴者 1名

事務局 : 定刻となりましたので、これより麻績村の教育方針に関する研究検討委員会、第11回子育て支援部会を始めさせていただきます。会に先立ちまして、職務上知りえた個人情報の取り扱いには十分ご注意ください発言をお願いいたします。それでは、始めに塚原明水部会長より挨拶いただきます。よろしくお願いいたします。

委員 : お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。この部会では、子育て支援の方向性について皆さんからご意見をいただく会となります。新しい委員の方もいらっしゃいますので、分かりにくい部分もあるかと思いますが、今までの部会についての取り組みをお聞きいただいて忌憚のないご意見をいただきながら支援の方向を検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局 : それでは、議事に入る前に新たに委員となった方もいらっしゃいますので、自己紹介をお願いしたいと思います。

(自己紹介)

事務局 : 続いて、議事に入る前に議事録について確認をさせていただきます。第9回、第10回の議事録を送らせていただきましたが、参加された方々の発言について何か意に沿わないような部分はありましたでしょうか。特定の個人に関わる情報については削除させていただいて公開させていただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

全 員 : (了承)

事務局 : それでは、個人情報の部分につきましては、見え消しにさせていただいて公開させていただきますので、よろしくお願いいたします。それでは、議事に入

ります。議事につきましては、会長の方で進行をお願いいたします。

委員：それでは、「これまでの本部会の取り組みについて」説明をお願いします。

事務局：昨年度は大きく3つについて話し合いをしていただいたと思います。その中の1つに「子育て支援センターまたは子育て支援部門の設置の検討」ということで専門職の配置をどのようにするのかということと、相談窓口をどのようにするかということについて話し合いをしていただいたと思います。専門職の配置ですが、なかなか今年度に配置することは難しかったのですが、解決策として昨年度は、非常勤のコーディネーターということで週3日の午前中の勤務でしたが、今年度は私が常勤のコーディネーターとなっておりますので、保健師にお力をお借りしながら専門職となるような研鑽を積んで、連携を行っていくことで専門職の配置というところをカバーしていきたいと考えております。相談窓口につきましては、これまで「子ども教育相談」というものを毎年配っていただいております。相談方法の中に面談による相談ということで水曜日の9時から17時となっておりますが、今年度からコーディネーターが常勤となりましたので、「都度」ということで相談のある時にコーディネーターに問い合わせさせていただく形を取って、窓口を一本化し、明確化したいと考えております。昨年度の話し合いの時に「何か困ったことがあればここに連絡するというものがほしいが、ここというものが無い」ということが話題となりましたが、私個人の考えとしては「ここというものは村のコーディネーターがやるべきことだ」と思っておりますので、まずはそこに繋げていただいて「コーディネーターで解決できることはコーディネーターで解決し、それが難しければ専門機関にコーディネーターが繋ぐ」ということが窓口の一本化と明確化に繋がりますし、専門職の配置ということにも繋がりますので、そういった対応で実績を積んでいって組織づくりをしていくのが良いのかと考えました。1つ目については以上になりますが、皆様のご意見をいただければと思います。

委員：それでは、今の説明についてのご意見等ございましたらお願いします。子ども教育相談についてはどのように周知するのですか。

事務局：例年、「すまいる」1号の裏面に載せて、保育園、小学校、中学校へ配布しております。小学校の方では、どのように周知されていますか。

委員：PTAの会等でお伝えする方が良いと思いますので、校長先生にお話したいと思います。

事務局：今年度は、私の方から学校にお願いして、配布と同時に学校での掲示もお願いしたいと考えております。

委員：こちらでも、保護者の方が相談に来た時にお渡ししてお伝えしたいと思います。

委員：1点お願いします。面談による相談が水曜日となっておりますが、何か意図があ

るのでしょうか。

事務局 : 今までは担当が常勤ではなかったので水曜日だったと思います。ですので、今回から、その都度受けるようにしたいと考えておりますが、文言はいかがいたしましょうか。

委員 : 面談対応をいつでも一人ですというのは難しいと思います。面談を「要予約」にするという方法もあるかと思いますが、敷居が高くなってしまいかもできません。電話については、担当者が不在の場合は他の人に対応してもらって「後ほど、担当者から電話する」という方法でも良いかと思います。

事務局 : 昨年度の意見の中で相談時間について「お昼時間や業務後の方が相談する方は電話しやすい」という意見がありましたが、その辺についてもご意見いただけますか。

委員 : 電話相談についても、何時から何時までとあっても良いと思います。

教育長 : 勤務時間外に電話が来ても対応できないので、時間は決まっていた方が良いと思います。

事務局 : 原則は、9時から17時とするのはどうでしょうか。

委員 : 電話を受けた時に面談の日程について決めるという方法で良いと思います。

事務局 : 昨年度、相談をさせてもらった時は、他の関係機関から「相談したい人がいる」と連絡を受けて対応させてもらったことはあります。「相談室がある」ということを周知することが大事だと思いますので、時間については原則9時から17時というようにさせていただくということによろしいでしょうか。

委員 : 電話での相談は9時から17時で、面談による相談を「お電話でご相談ください」というのはどうですか。

事務局 : それでは、面談による相談は「電話で要相談」という文言でどうでしょうか。

全 員 : (了承)

事務局 : それでは、そのようにさせていただきます。

委員 : この子ども教育相談では、具体的にどこまでの内容を相談するのでしょうか。学校で受けた相談について校内で話し合いをして「お願いした方が良い」と判断したものをお繋ぎするようになると思いますが、どうでしょうか。

事務局 : 校内で完結できるものであればそれでいいと思います。これを見た保護者の方の捉えで「発達について相談しよう、その他に困っていることについて相談しよう」という中で電話をいただいて解決できれば解決し、難しければ他の機関に繋ぐということになると思います。あまり限定してしまうと相談しにくくなってしまおうと思いますが、どうでしょうか。

委員 : 校内の中で相談内容によって対応する先生が決まっています。発達の関係なら「あるふ」をすすめるということもあるので、このお知らせについては、保護者の方が独自にということですね。

事務局 : このお知らせを学校でお配りいただいて、学校に相談できる方もいれば学校に相談することが難しいという方がこれを見た時に「電話してみようかな」となれば良いと考えています。

委員 : 「子ども教育相談」ということで、保育園についてはどう考えますか。教育では無いですが、保育園もあった方が良くと思います。

事務局 : 「子ども子育て相談」とすれば関係機関に保育園があっても問題ないと思います。入園・通園があるので、保育園も対象ではあります。

委員 : 「子ども子育て相談」の方が相談しやすそうではありますね。

委員 : 保育園の方からご意見いただけますか。

委員 : 関係専門機関のどこに保育園は位置付くのでしょうか。

教育長 : 関係専門機関の中に新たに○をつけてもらって、「保育園」と「子育て支援センター」を入れていただきたいです。

事務局 : それでは、「○子育て支援センター（保育園、ひだまり広場）等々」とするのはどうでしょうか。また、表題を「子ども子育て相談」とするのはどうでしょうか。

全 員 : (了承)

事務局 : それでは、そのように修正させていただきたいと思います。この修正を受けて、どこか整合性が取れない部分がありましたら教えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

教育長 : 内容について確認したいのですが、アドバイスの項目の中に「進学・就職」とありますが、高校進学や就職についての相談となるとなかなか難しい面がありますが、その辺はどう考えていますか。

事務局 : その点については、住民課と相談しながらと考えています。

委員 : 就職等の相談については、関係機関に「ジョイフル」がありますので、住民課と関係機関で相談しながらという形でも良いと思いますが、明記してしまうと大変になってしまうかもしれませんので、消しても良いと思います。

事務局 : それでは、「入園、入学、進学、就職 その他」というところを「入園、入学、その他」とさせていただきたいと思います。

委員 : その他にご意見等よろしいでしょうか。無いようですので、次に移らせていただきます。

「麻績村子育て支援連携協議会」の組織的部分および事業内容の見直し等の検討、組織や人的配置を含めた兼ね合いを検討について事務局から説明をお願いします。

事務局 : それでは、説明させていただきます。このことについて、大きな課題として2つあったと思います。1つ目は、キッズサポート会議のアドバイザーということで、昨年度までキッズサポート会議が年9回ございまして、安曇養護学校の先

生に入っていたいておりましたが、副学籍が無くなりまして専門の先生が入られなくなるということで、どうするかを昨年詰めてまいりました。今年度、予算化いたしまして小学校と保育園、そして中学校に専門の先生に調査員として加わっていただくことになりました。次年度も同様の対応をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。もう 1 点は、教育支援委員会との関連が昨年度の末に少し話題に上がりました。麻績村には、「子育て支援連携協議会」と「教育支援委員会」がございます。「構成員もほとんど一緒に、内容も同じようなことなので一緒にできるのではないか」という意見が出ました。会の最後の方で「教育支援委員会は特別支援等の判断をするところであり、子育て支援連携協議会は麻績村全体の子どもについての支援を協議する場であり、2つを別に行うものではないか」という話があり、進めさせていただきました。皆さんに要綱をお配りさせていただいております。麻績村子育て支援連携協議会設置要綱ですが、目的として第 1 条に特別な教育的ニーズを有する乳児、幼児、児童及び生徒に対する支援の充実を図るためとなっております。続いて、麻績村教育支援委員会規則の設置第 1 条に心身に障がいのある幼児・児童及び生徒に対し適切な就学相談及び就学判断を行うということで、教育支援委員会と子育て支援連携協議会を確認させていただきましたが、現在は両方とも特別な支援を有する児童・生徒ということになっております。事務局としては、「教育支援委員会は心身に障がいのある児童・生徒の学びの場の見直しであり、子育て支援連携協議会は全ての子どもに対して色んな支援を考えていく」というのが良いのではないかと考えているのですが、この場で皆さんにその辺について意見をお聞きしたいと思っております。よろしく願いいたします。

委員 : それでは、このことについてご意見をお願いします。

事務局 : 今回、お示ししている教育支援委員会規則は麻績村のものについてですが、今年度から学校組合の就学相談委員会についても教育支援委員会という名称に変更するように考えております。

委員 : 事務局（案）は何かありますか。

事務局 : 事務局としては、教育支援委員会は判断の場であるので「障がいのある児童・生徒」となるべきだと思っております。それとは別に「全ての子どもを見ていくべきだと考えておりますので、子育て支援連携協議会では「全ての子どもたちを見ていく」とした方がいいと考えております。

委員 : 意味合いが違うので、二つとも存在するべきということですね。

事務局 : 他の大きな市であれば、それぞれが別のメンバーになると思いますが、小さい村なので同じメンバーで特別なニーズを要する子もそうでない子も見ることになると考えております。

委員 : 子育て支援連携協議会の役割が今まで違いいくつかの役割に分かれていくということによろしいでしょうか。

委員 : 全ての子どもにした場合には、その他の活動についても入ってくるようになります。

委員 : 今まで行ってきたことは子育て支援連携協議会の一部になるという捉えですか。作業部会やキッズサポート会議は今までどおり行うのでしょうか。

事務局 : 子育て支援連携協議会の中に判断をするための根拠が無くてはいけないので、そのための話し合いはキッズサポート会議で行っていくので、作業部会については特別な支援を要する子もそうでない子についても話し合いをしていくべきだと考えています。

委員 : 本来なら、教育支援委員会の方にも作業部会のようなものがなければなりません、小さい村なので両方を兼ねているということです。

委員 : 学校の方では、安曇養護学校の先生に相談する時に「校内で話し合ったものを出してください」と言われます。「さらに困ったものが出たらあるふに繋げてください」ということでした。それが戻ってきて、手立てを考えて、実施して、入級・通級が必要であれば教育支援委員会に上げるという形になっています。子育て支援連携協議会は、子育て支援センターとは別のものということで従来のように話し合いをする場という捉えでよろしいのですね。

事務局 : そうです。

委員 : 事務局に確認します。子育て支援連携協議会の設置要綱の目的を「全ての子ども」にした場合に、その他に何をしていくのかは今回の会では話し合いはなくていいのですか。

事務局 : この部会の皆さんから「子育て支援連携協議会を全ての子どもに対してのものにするべき」とご意見をいただければ検討していきたいと思いますが、まずはここで皆さんのご意志の確認をさせていただきたいと考えております。

委員 : 学校でも、全ての子どもについて話しておりますが、全ての子どもの情報を集めている訳ではないので、その辺はどうなりますか。

事務局 : 今までは、キッズサポートカードの一覧にある子どもに対して教育支援委員会と子育て支援連携協議会のどちらでも話すというものだったと思いますが、こちらでは、基本的には「教育支援委員会については判断のある子の話をし、その子に対する支援を考える」、「子育て支援連携協議会についてはサポートカードの子と名前が上がっていないが気になる子の情報を挙げて、情報の共有をする」ということで考えています。

委員 : 実際の教育現場でどういう支援の方法をしているのか、その子に対してどうしていくかということも話し合う場ということですね。

委員 : 学校組合の規則について、内容的には何かありますか。

事務局：学校組合の教育支援委員会についても、判断をする場なので設置の目的は「心身に障がいのある」で良いと考えております。それでは、この会の意見として子育て支援連携協議会については「全ての子どもに対して」という目的で要綱の改正をするということでしょうか。

委員：よろしいでしょうか。

全員：(賛成)

委員：そのように進めていきますのでよろしくお願いします。それでは、次に移ります。「ひだまり」の事業推進の検討、現状と課題についてお願いします。

事務局：昨年度よりひだまり広場の事業について検討していただき、今年度から週3日を週5日の9時から16時までの開園で行っております。ひだまり広場について、今後コーディネーターや保健師の方の目をお借りしながら未就園から関わりを持っていただけると考えております。現在、キッズサポート会議は保育園、小学校、中学校ですが、ひだまり広場についても関わりを持っていただくと考えております。未就園には先ほどお話した専門職の方がつく訳ではありませんが、コーディネーターや保健師が入ってカバーしていただければと思っております。これについて皆さんからご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委員：それでは、ひだまりの現状について説明をいただけますか。

委員：この4月よりひだまり広場を担当させていただいております。現状について話をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。「一日開けてもらえる」と安心できる、「ホッとできる居場所」という良い意見をいただいております。子育て支援というのは親の支援でもあると思います。親の困り感、親の育てにくさというのを孤独にならずに吐き出す場。親同士で色々な悩みを話すことで解決できないこともあると思いますが、そういった悩みを話して交流する場だと思っております。子ども自身も色々な子と関わることで社会性が身に付くと思っておりますが、親が孤独にならずにストレスを溜めずに子育てができるような支援をしていきたいと思い、日々やっております。また、未就園からの早期発見が療育として必要な場合もありますので、アドバイスしたり手助けをしたりしながら、付かず離れず見守っております。必要な場合には、保健師と保護者の連携を取りながら、こちらでも情報を捉えて支援がしていければと思っております。今は職員2名で朝からおりますが、午後はお昼を食べて家でお昼寝をしているかと思いますが、15分しかお昼寝をしない家庭もありますので、そういう家庭は午後に利用している方もいます。その子その子に合わせた自由な使い方、また保育園に繋がるように生活習慣を考慮しながら対応しております。午後の利用は少ないですが、「いつでも来れる」という安心感があるようです。今のところは信頼関係を築きながら相談のしやすい場になるように行っております。

先ほど、相談窓口の話がありましたが、悩みの相談はリアルタイムでの対応が大事だと思いますので、まずはいつでも相談できる相談のしやすい環境を整えることが大事だと思います。以上になります。

委員：それでは、関連してご意見等ありましたらお願いします。

委員：新たな母子担当の保健師を連れてきましたので、またよろしくをお願いします。

委員：その他に何かご意見等ありませんか。

事務局：1点お願いします。コーディネーターとしてひだまり広場を見させていただいて、保育についての勉強もさせていただいておりました、住民課で行っている「あそびの教室」の方に参加させていただいておりますので、その辺も繋げていながら行っていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

委員：それでは、(1) これまでの本部会の取り組みについてを終わりにして次に移ります。(2) 「麻績村子育て支援連携協議会」についてをお願いします。

事務局：こちらにつきましては、先ほど話し合っていた件になります。それに少し補足をさせていただきたいと思います。小学校の担当の先生また中学校の前任の先生と相談させていただいて、以前はキッズサポートカードの対象者を特に基準もなく上げていた状況でしたので、「対象児及び周辺児の判断基準」ということで精査してみましたので、ご覧ください。A(対象児)としては、学校のみで対応できず、他の機関(あるふ等)との継続的な連携が必要であり、いずれ学びの場の見直しが必要と考えられる児童とし、こちらは教育支援委員会の学びの場の見直しが必要な児童になってくると思います。B(周辺児)としては、担任のみで対応ができず、T.Tでの対応が必要な児童。C(周辺児)としては、担任のみで対応できる児童。そして、これに加えてDに全ての子どもとなっていくと思います。このA、B、C、Dが子育て支援連携協議会に関わる児童となっていくと思います。これに沿って、小学校の担当の先生の方でA、B、Cに振り分けてやってくださったということなので、それについての感想等をお伺いできればと思います。

委員：基準が明確になって良かったと思います。A児について優先的に会議ができるようになり、やりやすくなったと思います。担任の先生も「整理しやすくなった」というところがあります。資料の最後に「B児、C児に関しても指導の見立てのために、他の機関に相談するケースあり」とありますが、これがなぜ必要かと言いますとB児がA児になるということがあり得ますので、こうしておいていただけると良いと思います。

事務局：この基準に合わせて、小学校の担当の先生の方でエントリーシート等を記入していただいておりますので、これにつきましては部会よりも作業部会やキッズサポート会議の時に大事になってくるかと思っております。この部会でも共通理解をしながら何かご意見があればお願いしたいと思っております。提示させていただきます。

したので、よろしくお願いいたします。

委員 : A (対象児) の項目で「学校」とありますが、「保育園」については考えなくていいのですか。

事務局 : 保育園の段階では、見極めが難しいところがあるので、私の意見として入れなかったのですが、その辺も皆さんからご意見いただければと思います。

委員 : A (対象児) について、学校のみで良いのか皆さんご意見いただけますか。入学前の状況を踏まえて保育園からご意見いただけますか。

委員 : 検査等が 5 歳以上でないといけない状況があるので、年中の子どもはこれから検査を受ける状況なので難しいと思います。年長の子どもは、必要な子どもは検査をし、繋げていくということになると思います。

委員 : それでは、この A、B、C、D の判断基準をやっていくことについてご意見いただけますか。

委員 : A (対象児) の項目の「学校のみ」の捉え方が学校側としては「手立てを教えてほしい」ということなので、それをどう文章にしていっていいのかわかりました。

教育長 : この文章は、「こういう体制・基準でやっていきたい」ということなので、あまり「どの施設が」ということに捉われなくていいと思います。

委員 : それでは、これについてはここまでとして、作業部会やキッズサポート会議で深めていただければと思います。その他に何かございますか。よろしいでしょうか。それでは、次回検討事項についてお願いします。

事務局 : 次回の検討事項につきまして、事務局側の提案として「個別の支援計画について」皆さんからご意見をいただければと考えております。配布させていただいたキッズサポートカードについては前任の担当が作成したものとなります。キッズサポートカードⅠについては個別の指導計画、キッズサポートカードⅡについては個別の支援計画となっております。これについて次回検討していただきたいと考えております。これらについては見やすいものが必要だと思っております。私としては、いろんな情報がありすぎると感じております。小学校・中学校の先生の見線、未就園・保育園からの見線、保護者からの見線、住民課の見線ということで見えていただいて、何が必要で何が不要なのかを精査していければと考えております。もう 1 点は、以前の話し合いで「個別の支援計画を全ての児童・生徒について作成しなければならない」という話題がありました。私の方でいろいろ調べさせていただきまして、「全ての児童・生徒」というところの情報はなかなか出てきませんでした。他県ではありますが「個別の支援計画が全ての児童・生徒に必要なのか」問い合わせをしましたが、「本人、保護者からの申請に対して合理的配慮を提供し、支援計画に明記することが義務化である」とのことでした。保護者、子ども、そして学校の合理的配慮が全て合致

したところに申請があれば作らなければならないという義務化だと思います。私の方でも、まだ調べきれれておりませんので次回までに色々な所に確認をしていきたいと思いますので、皆さんの方で情報がありましたら事務局の方にお伝えいただきたいと思います。事務局案としましては「個別の支援計画・指導計画に係るキッズサポートカードについて」ご意見をいただければと考えておりますが、いかがでしょうか。

委員：今度、私とコーディネーターの方で5月24日の市町村教育支援体制整備研修会に参加いたします。そこで今の話がもっと具体的に分かると思いますので、また説明をしていきたいと思います。このことについてご意見等ありましたらお願いします。色々な方のご意見を聞いて「使いやすく、見やすい」ものにしていければと思いますので、よろしくお願いします。その他に全体を通してよろしいでしょうか。それでは、次回日程に移ります。

事務局：次回の日程ですが、平成30年5月28日（月）15時30分からこちら地域交流センターの第3・4研修室で行いますので、お願いいたします。もし、5月28日にできない場合は、第2希望として6月1日（金）15時30分から地域交流センターの第3・4研修室とさせていただきます。基本的には、5月28日（月）15時30分から地域交流センターの第3・4研修室で行いますので、変更が無い場合はご連絡いたしませんのでお願いいたします。長時間にわたりありがとうございました。以上で第11回子育て支援部会を閉じさせていただきます。